

土木設計業務等委託契約書運用基準の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第2 各条項について</p> <p>1～3 [略]</p>	<p>第2 各条項について</p> <p>1～3 [略]</p> <p><u>4 第6条関係</u></p> <p><u>成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物の形状等について、登録可能な意匠が発生する場合は、次のとおりとする。ただし、発注者が特に必要と認めるときは、この限りではない。</u></p> <p><u>(1) 受注者が自ら有する登録意匠を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物の形状等について意匠登録を受けるときは、次の条項を特約事項として締結するものとする。</u></p> <p><u>「1 受注者が自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について意匠法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。</u></p> <p><u>2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける</u></p>

<p>4～15 [略]</p> <p>16 第34条関係</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p><u>権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。」</u></p> <p><u>(2) 受注者が自ら有する登録意匠を設計に用いて完成した構造物の形状等について意匠登録を受ける意思がないときは、次の条項を特約事項として締結するものとする。</u></p> <p><u>「1 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。</u></p> <p><u>2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づき意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。」</u></p> <p>5～16 [略]</p> <p>17 第34条関係</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 第8項に規定する政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率は、昭和24年12月12日大蔵省告示第991号で定める率とする。</u></p> <p>(3) [略]</p>
--	---

17・18 [略]

19 [略]

20 第41条関係

- (1) 検査期間は、遅延日数に算入しないこと。
- (2) 履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完成した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。
- (3) 受注者の履行遅滞の場合における損害金の具体的な取扱いについては、別に定める。

21 第42条関係

[略]

22 第46条関係

18・19 [略]

20 第37条の2関係

契約担当者は、入札執行前の説明において次に掲げる事項を承知させること。

- (1) 各会計年度における業務委託料の支払限度額（〇年度〇％と割合で明示すること。）
- (2) 各会計年度における業務委託料の支払限度額及び出来高予定額は、受注者決定後契約書を作成するまでに落札者又は随意契約の場合における契約の相手方に通知すること。

21 第37条の3関係

第2項は、いわゆるゼロ国債、ゼロ県債を対象とした規定であること。

22 [略]

23 第42条及び第43条関係

[略]

24 第49条関係

<p>[略]</p> <p>23 第50条関係</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>25 第50条関係</p> <p>(1) 検査期間は、遅延日数に算入しないこと。</p> <p>(2) 履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完成した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、<u>修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。</u></p> <p>(3) 受注者の履行遅滞の場合における損害金の具体的な取扱いについては、別に定める。</p> <p>26 第57条関係</p> <p>[略]</p>
--	---

附 則

この運用基準は、令和2年4月1日から施行する。